

入 札 説 明 書

令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託

令和7年1月

岡 山 労 働 局

目 次

- 1 入札公告
- 2 仕様書
- 3 入札説明書
- 4 付記事項
 - (1) 提出書類
 - (2) 入札方法及び書類等提出方法
 - (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

添付書類

契約書（案）、封書記載例

別添様式類

様式1-1（入札書）
様式1-2（入札書）
様式2（委任状）
様式3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）
様式4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））
様式4-2（入札参加資格確認申請・証明書）
様式4-3（入札参加資格確認申請・証明書）
様式5（入札辞退届）
様式6（開札承諾書）
様式7（入札参加受付票）
様式8（誓約書）
様式9（自己申告書）
調達についての質問票
別添様式 入札金額積算内訳書
入札の流れ
入札関係書類受領書

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一

1 調達内容

(1) 件名

令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による

(5) 入札方法

入札金額は、「仕様書」に記載した委託業務内容についての総価を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと、及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 中国四国産業保安監督部の承認を受けて、電気保安管理業を営み、5年以上の業務実績を有すること。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局総務部総務課 会計第二係 担当：石田
電話：086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法

岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載する。

交付期間：令和7年2月5日（水）午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和7年2月6日(木)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和7年2月7日(金)正午
- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
令和7年2月7日(金)午後1時開始
※原則、立ち合い方式の開札を実施しない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する性能、規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、この者と単価契約を締結する。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

2 仕 様 書

令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託に係る仕様書

岡山労働局

1 保安管理業務の対象物件

保安管理業務の対象物件は次のとおりとする。

施設の名 称	施設の所在地	電 気 設 備 の 概 要				
		受電設備 容量 (kVA)	受電電圧 (kV)	太陽光 発電設備 (kW)	非常用予備 蓄電池装置 (群)	
1	岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	200	6.6	10	—
2	倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1	175	6.6	10	—
3	岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	300	6.6	—	—
4	津山労働総合庁舎	津山市山下9-6	150	6.6	—	—
5	津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	95	6.6	—	—
6	倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1	175	6.6	5	—
7	玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	175	6.6	—	—
8	和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	80	6.6	—	—
9	笠岡労働総合庁舎	笠岡市笠岡5891	250	6.6	20	—

2 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長をいう。
- (2) 「各管理責任者」とは、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長をいう。
- (3) 「受託者」とは、保安管理業務の実施に関し、委託者と契約を締結した電気管理技術者（以下、「個人事業主」という。）若しくは、会社等の電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。

3 業務内容等

(1) 保安管理業務内容

ア 前項1に掲げる電気工作物の維持及び運用について、各管理責任者の定める保安規定に基づいて定期的な点検、測定及び試験（その具体的実施基準は、別表「点検・測定及び試験の基準」による）を実施すること。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、委託者、各管理責任者若しくは電力会社等より通知を受けたときには、事故原因を探し、応急措置を

助言し、再発防止につきてるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

エ 1に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への提出書類及び図面等について作成を行い、また手続きの助言を行うこと。

オ 1に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者及び各管理責任者に報告すること。

カ 1に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者若しくは各管理責任者の通知を受けて、別表「点検・測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者及び各管理責任者に報告すること。

(2) 点検の頻度と監視装置について

ア 受託者が行う点検の頻度は次のとおりとする。

	施設の名称	絶縁監視装置	月次点検 (※1)	年次点検	臨時点検
1	岡山労働基準監督署	○	隔月1回	毎年1回	必要の都度
2	倉敷労働基準監督署	○	〃	〃	〃
3	岡山公共職業安定所	○	〃	〃	〃
4	津山労働総合庁舎	○	〃	〃	〃
5	津山公共職業安定所 美作出張所	○	〃	〃	〃
6	倉敷中央公共職業安定所	○	〃	〃	〃
7	玉野公共職業安定所	○	〃	〃	〃
8	和気公共職業安定所	○	〃	〃	〃
9	笠岡労働総合庁舎	○	〃	〃	〃

※1 設置・改造等が発生した場合の工事期間中は、毎週1回以上の点検を実施するものとする。

※2 臨時点検については、前年度は実施なし。

イ 低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために、各施設に受託者の責任において絶縁監視装置を設置し、これが正常に稼動するようにメンテナンスを行い、維持管理をすること。なお、装置の設置、維持管理にかかる費用のすべては受託者が負担することとする。

ウ 絶縁監視装置の性能及び設置等については、下記①～⑦のとおりとすること。

① 50mA以上の漏電電流で感知するもので、測定誤差は±10%以内であること。

② 漏電を常時（24時間、365日）監視し、漏電が発生したことを感知した場合は、即時に受託者に警報信号を通知する機能を有すること。

③ 警報信号を受信した際に、電話回線・携帯電話等を利用し受託者に連絡し、かつ記録する装置であること。

④ 契約締結後、受託者は施設ごとの絶縁監視装置の「メーカー」、「製品名」、「製造番号」等がわかるカタログのコピー等を委託者へ提出し、仕様説明を行い、仕様適合品との許可

を得ること。

⑤ 受託者は契約締結後、絶縁監視装置を各施設へ遅延無く設置することとし、施設ごとに設置した全ての絶縁監視装置について、写真を撮影し設置の報告を行うこと。（設置日、設置施設を明記すること。）

⑥ 受託者は、絶縁監視装置を設置した際に、各施設の担当者へ絶縁監視装置についての仕様説明を行うとともに、設置場所を確認させること。

⑦ 絶縁監視装置の性能（測定誤差試験）については、年次点検の報告書に明記すること。

※ なお、委託者は上記について不明な点がある場合、受託者及び中国四国産業保安監督部へ確認を行うため、速やかに対応すること。

（3） 緊急時の協力体制及び連絡先

・電気事故等、緊急時の協力体制について明確にすること。また、契約締結後、受託者は協力体制等を明らかにしたものを書面（緊急時の連絡体制表及び行動表等）にして提出すること。また、重大な問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。 【連絡先】岡山労働局総務部総務課 TEL 086-225-2011

・契約締結後、受託者は当該保安管理の業務委託に従事する技術者について、技術者名簿を提出し身分を明らかにすること。なお、技術者の身分を証明出来る書類（社員証の写し、保険証・運転免許証の写し、電気主任技術者免状の写し等）を技術者名簿と併せて提出すること。

・全ての施設に対し、電気事故等の緊急時に2時間以内に対応できること。また、契約締結後、受託者は全ての施設に対し2時間以内に対応できることが確認できる書類（インターネットの地図サイトから印刷したもの等）を提出すること。

（4） 申請及び届出

受託者は契約締結した場合、契約期間の開始の日から速やかに受託者の責任において、手続き書類を作成し中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を提出するものとする。

（電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項）

なお、当申請が承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合は、委託者が一方的に契約を解除できるものとする。

（5） その他

年次点検の報告書には、作業が確認できる写真を添付すること。（作業日、作業名、点検施設を明記すること。）

4 受託者の経営状況等

（1） 経験年数

受託者は中国四国産業保安監督部の保安管理業務外部委託承認を受けて電気保安管理業務を営み、5年以上の業務実績を有すること。

（2） 電気保安管理業務契約状況調書

受託者が現在、電気保安管理業務において契約している換算係数（経済産業省告示第2

4 9号第3条)と契約対象電気工作物の換算係数の総和が33点未満であること。

(3) 提供する役務の品質保証

受託者が個人事業主にあつては、電気主任技術者であることが証明できること。

受託者が法人にあつては、点検、試験、事故処理、相談等の提供する役務について電気事業法施行規則第52条の2第2号二に規定される法人のマネジメントシステムを構築していること。また、保安業務担当者は資格を有する者であつて、法人の従業員であることが証明できること。

(4) 事業への専念

受託者は、電気保安管理業務に専念し、他に職業を有しないこと。

(5) 再委託の禁止

受託者は、契約した業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。を含む。))に再委託してはならない。契約締結後に委託者へ提出した「技術者名簿」に記載された者のみの作業を許可する。

ただし、受託者が個人事業主であつて、本人の急病等で真にやむを得ない理由があり、かつ委託者が承認した場合はこの限りではない。

(6) 損害賠償能力

受託者は業務の実施にあたり故意又は過失によって、委託者又は第三者に与える恐れがある損害(委託者又は第三者の感電、点検等に伴う機器の損傷、停電による業務への障害等)に対して十分な賠償能力を有すること。(※受電設備保障保険等に加入していること。また契約締結後、受託者は保険に加入していることを証明できる書類を提出すること。)また、個人事業主において、上記(5)の理由により、他者に業務を再委託する場合には、その応援者についても同様とする。

5 測定器の管理

(1) 受託者は業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、経済産業省告示第249号第2条に規定された機械器具を保有し、測定機器については国家基準を満たす試験に合格した機器でなければならない。

(2) 前項の測定機器の校正・誤差試験は適切な周期で行うこと。その試験結果の記録を台帳管理するとともに、委託者の求めがあつたときは直ちに開示しなければならない。また、合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

6 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあつては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電作業を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安

全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

特に年次点検においては、指定した時間内に作業を完了させるため、有資格者2名以上の人員を配置すること。

(3) 労働者災害補償保険等への加入

受託者は、高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて、労働者災害補償保険等に加入していること。

(4) 保護具、防護具の使用

受託者は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。(労働安全衛生規則第342条、第343条)

そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具を定期的に(6ヶ月に1回以上)耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。(労働安全衛生規則第351条)

また、委託者の求めがあったとき、直ちにその記録を開示しなければならない。

7 保安教育

(1) 委託者の職員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を委託者から受けた場合は、受託者は講習会を開催すること。

(2) 委託者若しくは各管理責任者から、委託者の職員に対して行う電気工作物の保安に関する教育および災害時の電気事故が発生した場合の措置について行う演習訓練の開催について要請を受けた場合は、受託者はその訓練に協力すること。

8 契約期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

9 請求方法

四半期分を取りまとめ、当該四半期の翌月に「官署支出官 岡山労働局長」あてに請求書を発行するものとする。

10 その他

当該仕様書にて定めている事項が履行されない場合、委託者が一方的に契約を解除出来るものとする。

契約締結後に提出が必要な書類一覧

- ① 絶縁監視装置の仕様を確認できる書類
(絶縁監視装置の「メーカー」、「製品名」、「製造番号」等がわかるカタログのコピー等)
- ② 各施設に設置した全ての絶縁監視装置の写真 ※別添記載例あり
(設置日、設置施設を明記すること)
- ③ 技術者名簿 ※任意の様式で可
(名簿にある全ての者について、社員証写し、保険証・免許証写し、電気主任技術者免状の写し等身分の証明ができるものを添付すること)
- ④ 緊急時の連絡体制表及び行動表 ※任意の様式で可
- ⑤ 全ての施設に対して2時間以内に対応できることが確認できる書類
(インターネットの地図サイトから印刷したもの等)
- ⑥ 受電設備保障保険等に加入していることを証明できる書類
(保険証の写し等)

<設置した絶縁監視装置の写真の記載例>

※内容が確認できれば例のとおりでなくとも構わない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署

〇〇〇〇の〇〇〇〇に設置

写 真

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 日常（巡視）点検は、主として目視点検を行うが、異臭や異音にも注意し、電気設備の異常の有無を確認する。
- (2) 月次点検は、主として施設の運転中に目視等により行う点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。
- (5) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (6) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 日常（巡視）点検
設置者と協議のうえ実施回数を決定するものとする。
- (2) 月次点検、年次点検
 - ① 月次点検の実施回数は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
 - ② 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。
- (3) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (4) 工事期間中の点検
工事期間中において毎週1回以上行うものとする。
- (5) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 日常（巡視）点検は、保安業務担当者の指示に従い行うが、電気設備自体（配電盤の裏面など）への立ち入りは避けること。
- (2) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (3) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- (4) 工事期間中の点検とは、上記（2）に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。
- (5) 定期点検のための執務時間は、次頁「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指示、助言を行うために必要な時間とする。
- (6) 定期点検時には次頁「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」に記載の点検のほか、甲が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。
- (7) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

4 通常運転設備の維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (含む二次受電設備)	責任分界となる器等 開閉線及び支持物 引線及び支持物 ケ一ブ 接地線・保護管等	外観点検	○		必要のつど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	断路器・計器変成器 電力ヒューズ・避雷器 母線・リアクトル 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	受配電盤及び制御回路	内 部 点 検		○	
		外観点検	○		
		観察点検		○	
		電圧・負荷電流測定	○	○	
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接地線・保護管等	絶縁抵抗測定		○		
	継電器特性動作試験		○		
	外観点検	○			
配電設備	外観点検	○			
	観察点検		○		
負荷設備	接地抵抗測定		○		
	外観点検	○			
	観察点検		○		
絶縁監視装置	外観点検	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○		
	自動伝送試験	○	○		
	設定値の誤差確認	○	○		

- 1 保安装置と高圧遮断器等の連動動作試験は継電器のテストボタンなどにより作動させる場合がある。
- 2 内部点検・絶縁油試験・絶縁診断等は状況によって実施する。

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
太陽電池発電所	光 電 池 設 備	外 観 点 検	○		必要のつど
		観 察 点 検		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	電 力 変 換 装 置	外 観 点 検	○		
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 ・遮断器 ・開閉器 ・変圧器 ・制御装置 ・保護継電器等	外 観 点 検	○		
		観 察 点 検		○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		継電器動作特性試験		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
絶縁油の点検・試験			○		
内 部 点 検			○		
制 御 装 置 試 験			○		

- 1 保安装置と高圧遮断器等の連動動作試験は継電器のテストボタンなどにより作動させる場合がある。
- 2 内部点検・絶縁油試験・絶縁診断等は状況によって実施する。

5 工事用設備の維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工試験	
受電設備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル 接地線・保護管等	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		接地抵抗測定		○	
	断路器 開閉器 遮断器 電力用ヒューズ 避雷器 計器変成器 母線・リアクトル 電力用コンデンサ 変圧器 その他高圧機器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
		内部点検		○	
	受配電盤及び制御回路	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接地線・保護管等	外観点検	○		
		観察点検		○	
		接地抵抗測定	○	○	
	配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	受電設備に準ずる	同左	同左
		電動機 照明装置 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	外観点検	○	
			観察点検		○
絶縁抵抗測定				○	
接地抵抗測定			○		
絶縁監視装置		外観点検	○		

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工試験
太陽電池発電所	光 電 池 設 備	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	電 力 変 換 装 置	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	配 電 盤 等 ・遮 断 器 ・開 閉 器 ・変 圧 器 ・制 御 装 置 ・保 護 継 電 器 等	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		電 圧 ・ 電 流 測 定		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
		継電器との連動動作試験		○
		継電器動作特性試験		○
		漏 え い 電 流 測 定		○
絶縁油の点検・試験			○	
内 部 点 検			○	
制 御 装 置 試 験			○	

3 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 令和7年度自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 入札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、指定日時までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札金額は、「仕様書」に記載した委託業務内容についての総価を記入すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年・5年・6年厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 中国四国産業保安監督部の承認を受けて、電気保安管理業を営み、5年以上の業務実績を有すること。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を、令和7年2月6日（木）午前11時まで提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和7年2月7日（金）正午

※ 電子調達システムに到着するように提出すること（令和7年2月7日（金）午前9時以降、提出可能であること）。

なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和7年2月7日（金）正午

※ 郵送による入札書の提出を認める。（到着時間厳守のこと。）

ただし、郵送の場合は書留など記録に残るものを利用すること。

※ 令和7年2月7日（金）午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて作成の上、直接提出する場合は別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状（様式2）は入札書とは別にし、提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札

- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時までには様式2による委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前には、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

- ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和7年2月7日（金）午後1時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、立ち合い方式の開札を実施しない。また、事前の「開札承諾書」（様式6）提出しておくこと。下記再度入札となる場合、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子調達によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書（メール）及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとするとともに岡山労働局ホームページ等で公表する。
- (4) 落札決定後、落札者は契約締結までの間に入札金額積算内訳書（別添様式参照）を提出すること。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和7年4月1日付で契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和7年2月6日（木）午前11時までに提出しなければならない。
また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 支払条件
別添「契約書（案）」に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- (5) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (6) その他
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての

決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| ・ヘルプデスク | 0570-000-683 |
| ・ホームページ | https://www.p-portal.go.jp/ |

4 付 記 事 項

1 提出書類

(1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。（メールでの提出可）

(2) 入札に参加しようとするものは、次の書類を令和7年2月6日（木）午前11時までに次に掲げる各書類（様式）を提出すること。

①入札参加資格確認申請・証明書（様式4-3）【電子入札】

②入札参加資格確認申請・証明書（様式4-2）【紙入札】

③資格審査結果通知書

（令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書）

【電子入札・紙入札】

④ 電気保安管理業務契約状況調書【電子入札・紙入札】

※受託者が現在、電気保安管理業務において契約している換算係数（経済産業省告示第249号第3条）と契約対象電気工作物の換算係数の総和が33点未満であることを証明する書類。

⑤電子入札案件での紙入札方式での参加について（様式3）【紙入札】

⑥開札承諾書（様式6）【紙入札】

⑦入札参加受付票（様式7）【紙入札】

⑧誓約書（様式8）【電子入札・紙入札】

⑨自己申告書（様式9）【電子入札・紙入札】

上記①、③、④、⑧、⑨【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑨【紙入札】の書類の提出にあっては、郵送可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

また、担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。このことについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和7年2月6日（木）午前11時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和7年2月7日（金）午後1時であるが、入札に参加する場合、令和7年2月7日（金）午前9時から正午までに入札書の提出が必須となる（電子入札参加・紙入札参加ともに）ため、注意すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること（入札書封筒とは分けること）。

ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 石田

電話 : 086-225-2011



自家用電気工作物保安管理業務委託契約書

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ●● ●● (以下、「甲」という。) と ●●●●●● (以下、「乙」という。) とは、甲の保安規定に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務 (以下、「保安管理業務」という。) の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両当事者は、この契約及び仕様書の条項について、信義に従い誠実に履行するものとする。

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第3条 契約対象電気工作物の概要は次表に掲げるとおりとする。

施設の名 称	施設の所在地	電 気 設 備 の 概 要			
		受電設備 容量 (kVA)	受電電圧 (kV)	太陽光 発電設備 (kW)	非常用予備 蓄電池装置 (群)
1 岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	200	6.6	10	—
2 倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1	175	6.6	10	—
3 岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	300	6.6	—	—
4 津山労働総合庁舎	津山市山下9-6	150	6.6	—	—
5 津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	95	6.6	—	—
6 倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1	175	6.6	5	—
7 玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	175	6.6	—	—
8 和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	80	6.6	—	—
9 笠岡労働総合庁舎	笠岡市笠岡5891	250	6.6	20	—

なお、各電気工作物の管理責任者は、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長 (以下「管理責任者」という。) とする。

第4条 乙が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

(1) 第3条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験 (具体的な基準については、別表「点検、測定及び試験の基準」のとおり) を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲及び管理責任者に報告すること。甲は、技術基準に適合しない事項もしくは適合しないおそれがある場合は、乙に修理・改造などの指示又は助言を行うこととする。

(2) 事故・故障発生時には次の①から④までに掲げる項目についての処置を行うこととする。

①事故・故障の発生や発生するおそれのある連絡を設置者またはその従業者から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離しなどに関する指示を行うこととする。

②保安業務担当者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこととする。

③事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が、同様の事故・故障を再発させないた

めの対策について、設置者に指示または助言を行うこととする。

- ④電気関係報告に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者等が、設置者に対し、事故報告するように指示をし、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこととする。
- (3) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 第3条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への提出書類及び図面等について作成を行い、また手続きの助言を行うこと。
- (5) 第3条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じてそのとるべき措置について甲及び管理責任者に報告すること。
- (6) 第3条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲若しくは管理責任者の通知を受けて、別表「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲及び管理責任者に報告すること。

第5条 第4条に定める乙が定期的に行う点検内容は、別表「点検、測定及び試験の基準」によるものとし点検頻度は次のとおりとする。

	施設の名称	絶縁監視装置	月次点検 (※1)	年次点検	臨時点検
1	岡山労働基準監督署	○	隔月1回	毎年1回	必要の都度
2	倉敷労働基準監督署	○	〃	〃	〃
3	岡山公共職業安定所	○	〃	〃	〃
4	津山労働総合庁舎	○	〃	〃	〃
5	津山公共職業安定所 美作出張所	○	〃	〃	〃
6	倉敷中央公共職業安定所	○	〃	〃	〃
7	玉野公共職業安定所	○	〃	〃	〃
8	和気公共職業安定所	○	〃	〃	〃
9	笠岡労働総合庁舎	○	〃	〃	〃

- ※1 設置・改造等が発生した場合の工事期間中は、毎週1回以上点検を実施するものとする。
- 2 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおりとする。
- ・絶縁監視装置
 - 絶縁監視装置が設置可能な施設に設置するものとする。
- 3 絶縁監視装置は乙の責任において設置し、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行い、測定誤差試験の結果について年次点検の報告書に明記すること。
- 4 絶縁監視装置を設置している事業場
- (イ)点検は、別表「点検、測定及び試験の基準」のとおり実施する。
 - (ロ)警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合は、乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
 - (ハ)乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する

かどうかを確認すること。

第6条 第4条に定める保安管理業務の本契約における手数料は次のとおりとする。

- 円（うち消費税●●●●円）／年間契約金額
- 円（消費税を含む）／請求額（4～6月分）
- 円（消費税を含む）／請求額（7～9月分）
- 円（消費税を含む）／請求額（10～12月分）
- 円（消費税を含む）／請求額（1～3月分）

2 前項の手数料には、次の各号に定める業務は含まないものとし、必要が生じた場合はその都度甲乙協議の上定めるものとする。

- (1) 第4条でいう工事中の点検で1ヶ月のうち2回目以降の点検を行い、指導又は助言を行うこと。
- (2) 深夜時間帯に計画的な保安管理業務を実施すること。

第7条 本契約の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第8条 乙は第6条に定める手数料を、業務が終了し各労働基準監督署及び公共職業安定所の検収担当者（以下、「各検収担当者」という。）により業務完了の確認を受けた後、四半期分を取りまとめ、当該四半期の翌月に官署支出官 岡山労働局長に請求するものとする。なお、1円未満の端数が生じる場合には、これを最終月にまとめることとする。官署支出官 岡山労働局長は適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを乙に支払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官 岡山労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しないものとする。

第9条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第10条 乙は、第4条に定める保安管理業務を行うごとに、点検報告書を提出し、各検収担当者により業務完了の確認を受けるものとする。この場合において、業務完了と認められない場合は、各検収担当者の指示に従うものとする。また、業務完了の確認を受けた際には、当該点検報告書の写しを各検収担当者に手交するものとする。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その具体的内容を直ちに乙に通知する。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合。
- (4) 電気工作物の工事・維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合。
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (10) 業種・代表者・事業場の名称又は所在地に変更があった場合。

- (11) 契約に基づく権利義務の承継があった場合。
- (12) 電力供給事業者との契約電力を変更する場合。
- (13) その他必要な場合

第12条 管理責任者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行うものを定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 管理責任者は、全各項に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとする。
- 4 管理責任者は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

第13条 乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。甲及び管理責任者は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

第14条 乙は、第3条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、また常に提示しておくこととする。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務補助者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者及び保安業務補助者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 乙は、乙の事業所への連絡方法及び前各項で定める保安業務担当者及び保安業務補助者の氏名、生年月日並びに主任技術者免状の種類、番号を、書面をもって管理責任者に事前に通知し、管理責任者は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様の手続きを行うものとする。
- 6 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(イ)から(ニ)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

①建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

②消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

③労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）

⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な以下①から⑤に設置される電気工作物

①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う

場所、放射線管理区域等)

②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

第15条 甲は、保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務の結果について乙より報告を受け、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認し、結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

第16条 乙は業務上知り得た甲の機密を第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならないものとする。

第17条 甲、管理責任者及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

(1) 設備容量が変更された場合

(2) 受電電圧が変更された場合

(3) 管理責任者が保安規程を変更する場合

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。を含む。））に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第18条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第21条 乙は、乙の保安業務担当者等が甲の敷地内でする全ての行為について責任を負うものとする。

第22条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めたとき
- (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 契約書第3条に掲げる自家用工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の効力を失うものとする。

- (1) 廃止した場合
- (2) 外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7000ボルトを超えた場合

第23条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しな

いことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第30条 甲は、第22条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第34条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第22条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第34条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第32条 乙が本契約に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第33条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第35条 第34条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 日常（巡視）点検は、主として目視点検を行うが、異臭や異音にも注意し、電気設備の異常の有無を確認する。
- (2) 月次点検は、主として施設の運転中に目視等により行う点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。
- (5) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (6) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 日常（巡視）点検
設置者と協議のうえ実施回数を決定するものとする。
- (2) 月次点検、年次点検
 - ① 月次点検の実施回数は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
 - ② 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。
- (3) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (4) 工事期間中の点検
工事期間中において毎週1回以上行うものとする。
- (5) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 日常（巡視）点検は、保安業務担当者の指示に従い行うが、電気設備自体（配電盤の裏面など）への立ち入りは避けること。
- (2) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (3) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- (4) 工事期間中の点検とは、上記（2）に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。
- (5) 定期点検のための執務時間は、次頁「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指示、助言を行うために必要な時間とする。
- (6) 定期点検時には次頁「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」に記載の点検のほか、甲が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。
- (7) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

4 通常運転設備の維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (含む二次受電設備)	責任分界となる器等 開閉線及び支持物 引線及び支持物 ケ一ブ 接地線・保護管等	外観点検	○		必要のつど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	断路器・計器変成器 電力ヒューズ・避雷器 母線・リアクトル 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		○	
		内部点検		○	
	受配電盤及び制御回路	外観点検	○		
		観察点検		○	
		電圧・負荷電流測定	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接地線・保護管等	継電器特性動作試験		○		
	外観点検	○			
	観察点検		○		
配電設備	外観点検	○			
	観察点検		○		
開断器 遮断器 変圧器 配線器具等 配線器具等 接地線・保護管等 その他機器	接地抵抗測定		○		
	受電設備に準ずる		同左	同左	
負荷設備	外観点検	○			
	観察点検		○		
	絶縁抵抗測定		○		
絶縁監視装置	接地抵抗測定		○		
	外観点検	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○		
	自動伝送試験	○	○		
		設定値の誤差確認	○	○	

- 1 保安装置と高圧遮断器等の連動動作試験は継電器のテストボタンなどにより作動させる場合がある。
- 2 内部点検・絶縁油試験・絶縁診断等は状況によって実施する。

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
太陽電池発電所	光 電 池 設 備	外 観 点 検	○		必要のつど
		観 察 点 検		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	電 力 変 換 装 置	外 観 点 検	○		
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 ・遮断器 ・開閉器 ・変圧器 ・制御装置 ・保護継電器等	外 観 点 検	○		
		観 察 点 検		○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		継電器動作特性試験		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
絶縁油の点検・試験			○		
内 部 点 検			○		
制 御 装 置 試 験			○		

- 1 保安装置と高圧遮断器等の連動動作試験は継電器のテストボタンなどにより作動させる場合がある。
- 2 内部点検・絶縁油試験・絶縁診断等は状況によって実施する。

5 工事用設備の維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工試験	
受電設備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル 接地線・保護管等	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		接地抵抗測定		○	
	断路器 開閉器 遮断器 電力用ヒューズ 避雷器 計器変成器 母線・リアクトル 電力用コンデンサ 変圧器 その他高圧機器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
		内部点検		○	
	受配電盤及び制御回路	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器特性動作試験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接地線・保護管等	外観点検	○		
		観察点検		○	
		接地抵抗測定	○	○	
	配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	受電設備に準ずる	同左	同左
		電動機 照明装置 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	外観点検	○	
			観察点検		○
絶縁抵抗測定				○	
接地抵抗測定			○		
絶縁監視装置		外観点検	○		

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工試験
太陽電池発電所	光 電 池 設 備	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	電 力 変 換 装 置	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	配 電 盤 等 ・遮 断 器 ・開 閉 器 ・変 圧 器 ・制 御 装 置 ・保 護 継 電 器 等	外 観 点 検	○	
		観 察 点 検		○
		電 圧 ・ 電 流 測 定		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
		継電器との連動動作試験		○
		継電器動作特性試験		○
		漏 え い 電 流 測 定		○
絶縁油の点検・試験			○	
内 部 点 検			○	
制 御 装 置 試 験			○	

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

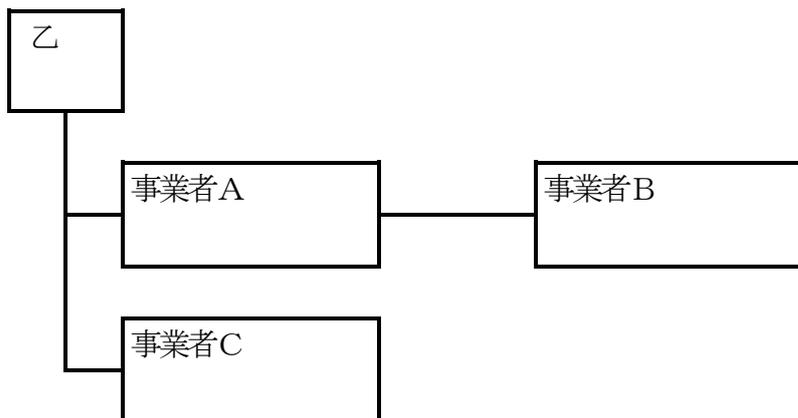
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業 務 の 範 囲
A	岡山市〇〇区・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第20条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

